

3年不使用登録商標取消申請手続の改正

2025年5月28日
JETRO 北京事務所

2025年5月26日、国家知識産権局（CNIPA）は、正当な理由なく、連続して3年間使用されていない登録商標の取消申請について、申請効率の向上及び要件に即した申請を指導するため、2023年3月に公布した「連続して3年間使用されていない登録商標の取消申請について」を改訂した¹。

具体的には、申請人の資格要件について、商標審査審判指南に基づいた本人確認書類を提出する必要があることを明記しつつ、申請人が申請書に添付すべき「初歩的な調査証拠」の事例が追加された。

（1）申請人の資格証明

申請人が提出する主体資格証明書類は、商標審査審判指南第一部第五章一の要求を遵守し、商標代理人の委任状などの書類は、商標審査審判指南第一部第五章二の要求を遵守する。

（2）初歩的な調査証拠

商標法実施条例の規定に基づき、申請人は、取消理由中に、出願商標が正当な理由なく連続して3年間使用されていないことを説明し、それを示す「初歩的な調査証拠」を申請書に添付する必要がある。この「初歩的な調査証拠」として、以下のものが含まれるが、これに限定されるものではないとしながらも、インターネット調査結果、市場調査報告書等が明示されている。

¹ 申請撤销无正当理由连续三年不使用注册商标
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230330_26201.html

- 申請対象となる登録商標の登録者の経営範囲又は業務範囲、経営状況又は存続状況等に関する情報
- 申請対象となる登録商標の市場調査状況
- 関連調査（専門検索プラットフォーム、申請対象となる登録商標の登録者の公式ウェブサイト、WeChat 公衆号、電子商取引プラットフォーム、オフラインの生産・経営場所などのインターネット検索、市場調査、現地調査などの証拠資料）

(以上)